

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

賠償責任保険をご契約いただく皆さまへ

必ず
この説明書を
最後までお読み
ください

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または東京海上日動
(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

ご契約者⁽¹⁾と被保険者⁽²⁾が異なる場合は、ご契約者から
契約内容、本説明書の内容を被保険者全員にご説明ください。

契約概要のご説明

この書面は、ご契約いただく保険の、特に重要な情報をご説明したものです。

❗ ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款⁽³⁾・特別約款⁽⁴⁾・特約条項⁽⁵⁾(以下「保険約款」といいます。)やパンフレット等をご参照ください。



① 商品の仕組み

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(1) 保険契約の構成

対象とする仕事、生産物、施設などの種類に対応する特別約款および特約条項が「賠償責任保険普通保険約款」にセットされることによって一つの保険契約を構成します。

(例) 請負業者賠償責任保険の場合:

賠償責任保険普通保険約款 + 請負業者特別約款 + 各種特約条項

(2) 示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合には、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金をお支払いする場合

被保険者が、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことについて法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※主な賠償責任保険について記載しています。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

③ お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

* 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額⁽⁶⁾を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額⁽⁷⁾が、お支払いの限度となります。

* 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)

ただし、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、上記②の争訟費用については、「支払限度額 - 法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。



①【契約者】

保険契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

②【被保険者】

補償を受けることができる方をいいます。

③【普通保険約款】

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約条項を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・削除することができます。

④【特別約款】

保険種類ごとに、保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合等を具体的に定めた約款です。普通保険約款にセットして契約の引受を行います。

⑤【特約条項】

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接・間接を問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①ご契約者または被保険者の故意
- ②他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利(所有権等)を有する者に対し負担する賠償責任(他人から借りたり預かったりした物を壊した場合の賠償責任等)
- ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ⑤汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いっ出・漏出(汚染危険不担保特約条項による免責事由)
- ⑥石綿またはその代替物質の発がん性その他の有害な特性(石綿損害等不担保特約条項による免責事由)
- ⑦地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑧戦争(宣戦の有無を問いません)、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 等

※ここでは主な場合のみを記載しています。免責事由は特別約款の種類等によって異なりますので、詳細は、「保険約款」でご確認ください。

⑤ 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、原則として1年間とします。

- *特別約款の種類やご契約内容によっては1年未満の短期契約や1年超の長期契約が可能な場合もあります。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。
- *実際にお客様がご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

【損害賠償請求ベースの契約について】

- 一部の特別約款または「損害賠償請求ベース特約条項」がセットされた契約では、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた事故を保険金お支払いの対象としています(損害賠償請求ベースの契約)。
- 事故発生から数年後に損害賠償請求がなされるケースなど、被保険者が実際に損害賠償請求を受けた時が属する契約年度が、その原因となった事故(他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したこと)が発生した契約年度と異なるケースがあります。このため、保険契約の更新をやめたり損害賠償請求ベースではない種類の保険に契約を切り替えたりした場合には、その時以降に損害賠償請求を受けたケースが保険金のお支払対象となくなることがありますので、ご注意ください。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

⑥ 支払限度額等の引受条件

支払限度額および免責金額については、次の点にご注意ください。

(1)支払限度額の設定

被害者1名あたり、1事故(1請求)あたりの支払限度額および特別約款の種類によっては保険期間を通じての支払限度額を設定していただきます。

(2)免責金額の設定

1事故(1請求)あたりの免責金額を設定していただきます。損害の額が免責金額を超過する場合に、その超過額のみが保険金お支払いの対象となります。

*支払限度額、免責金額の設定方法は、特別約款の種類等によって異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

⑦ 保険料と払込方法

保険料は、特別約款の種類、支払限度額、免責金額、保険料算出基礎数字(売上高等)などによって決定されます。

- *保険料算出基礎数字(売上高等)については、数字を確認できる公的資料や客観的資料等のご提出をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
- *実際にお客様にお支払いいただく保険料については、申込書にてご確認ください。
- *保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む「一時払」と、複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。「分割払」の場合は、分割する回数等により、保険料が割増となる場合があります。

具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等、詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

⑥【免責金額】

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

⑦【支払限度額】

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

⑧ 保険料の確定精算

特別約款の種類やご契約内容によって保険期間終了後に「保険料の確定精算」が必要となる場合があります。確定精算の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 契約締結時

見込みの保険料算出基礎数字(売上高、賃金、入場者数、完成工事高等)に基づいて算出した保険料を「暫定保険料」としてお支払いいただきます。

* 暫定保険料についても⑦でご案内した「分割払」をご利用いただけます。

(2) 保険期間終了後

- 保険期間中の実績に基づき、確定の保険料算出基礎数字をご申告いただきます(数字を確認できる公的資料や客観的資料等のご提出につき、ご協力をお願いします。)
- 確定の保険料算出基礎数字に基づいて算出した「確定保険料」と既にお支払いいただいている「暫定保険料」との過不足を精算させていただきます(確定保険料が、契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、暫定保険料と最低保険料の差額を返還します。)

* 所定の特約条項をセットすることにより、保険料の確定精算を不要とする取扱いができる場合があります。確定精算手続の詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

⑨ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

⑩ 解約返れい金

解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

- * ご契約を解約(🏠⑧)される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。
なお、解約に際しては、ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はお客様相談センターにて承ります。



0120-650-350 受付時間: 平日 午前9時~午後8時
土・日・祝日 午前9時~午後5時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

◆日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。



8【解約】

ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

④ 事故が起こった場合の手続き

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類
(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
 - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類
(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・凶面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
 - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類
(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
 - ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

⑤ 先取特権

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

⑥ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午後4時*に開始します。

- ❗ 保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

* 申込書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

⑦ 保険金をお支払いできない主な場合

P.2「契約概要のご説明④保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

⑧ 保険料についての注意点(払込猶予期間等)

- (1) 保険料は、ご契約と同時ににお支払いください。
- (2) 保険料を分割払でお支払いいただく場合、初回保険料はご契約と同時ににお支払いください。第2回目以降の分割保険料は、払込期日(🏠¹⁰)までにお支払いください。
* 所定の期日までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害に対して保険金をお支払いできないことや、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。

⑨ 解約と解約返れい金

ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- * 返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。
- * すでにお支払いいただいた保険料と弊社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合には、すでにお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。
- * ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

⑩ ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社がご契約を取り消すことができます。
- (2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていただいた場合は、ご契約は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、弊社がご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合
等



🏠 10【払込期日】.....

保険料を払い込んでいただく期限のこと(実際にお客様がご契約される払込期日については、申込書にてご確認ください。)。口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。

⑪ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人()またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

⑫ その他

❗ この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。

万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。

*代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

*ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

*この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、「ご自身の傷害」に対する保険金を除き、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

*申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

弊社および東京海上グループ(*)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はお客相談センターにて承ります。



0120-650-350

受付時間: 平日 午前9時~午後8時
土・日・祝日 午前9時~午後5時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になります。

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

事故は119番-110番

受付時間: 24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になります。

◆日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808

受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)